

内管漏えい検査
委託の手引き

令和3年2月1日

松江市ガス局

1. はじめに

本手引きは、松江市ガス局（以下「ガス局」という）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

2. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・ガス局は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- ・委託先はその要件を遵守する。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・特定地下室等・特定地下街等、超高層建物、特定大規模建物、中圧供給している物件およびガス局が特に指定する物件を「特殊物件」という。
- ・保安水準を確保するため、ガス局の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を手引きに記載しており、この定めた自主的な保安の取り組みを委託先は実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法的満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

(2) 基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・松江市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有する要員を確保しており、業務に従事させること

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・その他ガス局が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

- ・ガス局は、委託先が、保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。

- ・ガス局は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックする。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制をガス局の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、ガス局が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先は、ガス局が定めた保安品質、CS等の教育に参加協力すること。
- ・委託先は、ガス局が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、ガス局が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の管理者は、ガス局が実施する内管漏えい検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

4) 自主保安業務の実施

- ・委託先は、保安水準の確保の観点から内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること
 - ①マイコンメーターの点滅有無確認
 - ②ガス警報器設置有無の確認及び需要家に対し設置の促進
 - ③お客さまに対する点検結果のお知らせの説明

5) 再委託の禁止

内管漏えい検査は委託先自らが行うこととし、再委託は禁止する。

6) 委託の取り消し等

- ・ガス局は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適應しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ・ガス局は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、ガス局は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

- ①対象物件：特殊物件を除く物件とする。
- ②対象業務：・灯外内管の外観検査及び漏えい検査

- ・灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- ・その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格、要員数

定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」の資格を有する要員を一定数（概ね8名）以上確保していること。また、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

3) 業務実績

- ・委託先は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が適正な期間（概ね4年間）以上あること。
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が、3か月以上または、内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ・委託先は、ガス局と都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ・委託先は、ガス局と関与・統制、信頼性の確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・ガス局は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。
- ・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的に一般ガス事業者へ届け出ること。

6) 効率的な運用

- ・ガス局は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。
- ・委託先は、ガス局が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、ガス局が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ・委託先は、ガス局が契約仕様書等で指定する様式や貸与する計測器等で検査業務を管理すること。

(4) 開栓時漏えい確認の要件

1) 対象範囲

①訪問及びお客さまの確認

- ・該当するお客さま（本人または代理人）であることを確認する。

②灯内内管、灯外内管漏えい有無の確認

- ・灯内内管、灯外内管の漏えい有無の確認を行い、ガス漏れに起因する事故を防止する。

③ガスメーターの状況の確認

- ・適切なガスメーターが設置されているか確認する。
- ・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーター機能説明と復帰方法を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図る。

④点火試験

- ・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

2) 必要資格

- ・開栓業務に従事する調査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有していること。

3) 業務実績

- ・委託先は、開栓時漏えい確認または内管保安・工事の実績が適正な期間（概ね1年）以上あること。（LP含む）
- ・検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が、3ヶ月以上または「内管検査員」の資格を有する者に1ヵ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合や、内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

4) 体制確保

- ・委託先は、開閉栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。
- ・委託先は、連続する休日（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

(5) その他

1) 建物区分が一般住宅、一般集合住宅を除く物件の内管漏えい検査を行うためには、以下の要件を満たしていること。

- ①委託先は、松江市ガス事業管理者が承認する承認工事業者または準承認業者であること。
- ②委託先は、工場や特定地下街・地下室等の場合、委託先が、内管漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
- ③委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ④委託先は、内管漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。

2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・ガス局は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

②受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託参加申請書（様式 1）に必要事項を記載し、ガス局が指定する窓口へ提出する。

③申請書類確認

- ・ガス局は、受託希望者から提出された受託参加申請書（様式 1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

松江市ガス局 供給保安課 設備管理係

TEL：0852-21-0011

FAX：0852-21-0622

④委託先選定

- ・ガス局は、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する。

[定量的基準]

- ・認定要件、必要資格、業務実績（代替となる講習の受講）、継続的な体制確保など。

[定性的基準]

- ・保安水準の確保（企業、経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性など。

(様式 1)

受託参加申請書

項目	内容
① 商号又は名称	
② 代表者氏名	
③ 設立年月日	
④ 本社所在地	
電話番号	
F A X 番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤ 資本金	
⑥ 総従業員数(内社員数)	
⑦ 総事業所数	
⑧ 松江市入札参加 資格者名簿 業者番号	
⑨ 業務内容	
⑩ 希望する受託業務	定期漏えい検査 ・ 開栓時漏えい確認
⑪ 必要な資格保有者数 (内社員数)	「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」 名 (名) ※但し、3年毎の資格更新が適切に行われている有効な資格者。 ※資格者の氏名・年齢の一覧、資格認定証の写しを添付すること。

<p>⑫ 受託に必要な業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の業務実績 ・ 検査員の業務実績 	
<p>⑬ 体制の確保について (常用の要員確保、繁忙期や休日に対応する要員の確保等)</p>	
<p>⑭ 欠格要件 ※右記に該当する場合、受託することはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続き開始を受け復権を得ない者。 ・ 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。 ・ 反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。 <p><u>上記のいずれにも該当しない。</u> (該当しない場合は○で囲う)</p>
<p style="text-align: center;">備考</p>	

年 月 日

松江市ガス局事業管理者宛

(申請者)

会社名

住 所

連絡先